

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年1月20日

独立行政法人労働安全衛生総合研究所

理事長 前田 豊

◎調達機関番号 606 ◎所在地番号13

1 調達内容

- (1) 品目分類番号 71、27
- (2) 購入等件名及び数量
清瀬地区内システム及びネットワーク運用保守
業務 一式
- (3) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 履行期間 平成26年4月1日から平成30年3月31日
- (5) 納入場所 独立行政法人労働安全衛生総合研究
所 〒204-0024東京都清瀬市梅園1-4-6
- (6) 入札方法
入札価格は、本件の履行にかかる費用の総額に
消費税等相当額を加えた金額とする。

2 競争参加資格

- (1) 契約を締結する能力を有しないと認められる
者及び破産者で復権を得ていない者でないこ
と。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者
であって、契約締結のために必要な同意を得
ている者はこの限りではない。
- (2) 以下の一に該当すると認められる場合は、そ
の事実があった後2年間を経過している者であ
ること。なお、これを代理人、支配人その他の
使用人として使用する者についても同様とする。
 - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製
造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量
に関して不正の行為をした者
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価
格を害し若しくは不正な利益を得るために連
合した者
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約
を履行することを妨げた者
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の
執行を妨げた者

⑤ 正当な理由が無くして契約を履行しなかった者

⑥ ①～⑤の一に該当する事実があった後2年間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者

(3) 平成25・26・27年度の厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、厚生労働省大臣官房会計課長より「役務の提供等」でA,B,C又はD等級に格付けされている者であること。

(4) 官庁から指名停止を受けている期間中に該当しない者

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒204-0024 東京都清瀬市梅園1-4-6 独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務部総務課経理第一係 電話042-491-4512(内線228、229)

(2) 入札説明書の交付方法 本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付する。

(3) 入札説明会、現場見学会の日時及び場所 入札説明書を参照。

(4) 入札、開札の日時及び場所 平成26年3月11日 10時00分 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 本部棟3階総務課会議室

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札者に要求される事項 入札者は、競争参加資格を有することを証明する書類及び仕様書に適合する物品を納入できることを証明する書類を入札説明書に示す期限までに提出しなければならない。入札者は、独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要。
- (6) 落札者の決定方法 本公告に示した役務を履行できると独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yutaka Maeda President of Japan National Institute of Occupational Safety and Health
- (2) Classification of the services to be procured : 71, 27
- (3) Specification of the services to be procured : Based on a tender description and a specification
- (4) Nature and quantity of the services to be required : Operation and maintenance services for the computer systems and networks in Kiyose-area
- (5) Fulfillment period : From April 1, 2014 through March 31, 2018
- (6) Fulfillment place : Japan National Institute of Occupational Safety and Health, 1-4-6 Umezono Kiyose-shi Tokyo Japan
- (7) The method of a tender : The price of tender shall be the amount obtained by adding the consumption tax to the total amount of all expenses concerning the fulfillment of this services.
- (8) Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
 - ① have an ability to conclude this contract, or not be bankrupt who has not reinstated. Furthermore, minors, person under conservatorship or person under assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons,
 - ② a) not intentionally executed construction

- work or production with poor workmanship,
or not committed dishonest acts concerning
the quality or quantity of goods in the
course of performance under a contract,
- b) not disturbed the enforcement of fair
competition, impaired fair pricing, or
conspired with others to gain improper
profits,
 - c) not blocked a successful bidder from
executing a contract, or not prevented
a contractor from performing his obligations
under a contract,
 - d) not prevented government officials from
performing their duties in exercising
supervision or making an inspection,
 - e) not failed to perform his contractual
obligations without just cause,
 - f) not hired anyone who committed any
of the foregoing acts within the last two
years as an agent, manager or employee
for the performance of a contract,
- ③ have Grade A or B or C or D “provision of
services” in terms of the qualification for
participating in tenders by Director, Accounts
Division, Minister`s Secretariat, Ministry of
Health, Labor and Welfare, (Single qualificat-
ion for every ministry and agency) in the
fiscal year of 2013,2014and2015
- ④ Those who do not correspond during the period
which has received the nomination stop from the
government office
- (9) Date and place for tender : 10:00AM, March
11, 2014, at National Institute of Occupational
Safety and Health, 1-4-6 Umezono Kiyose-shi
Tokyo Japan
- (10) Language to be used in the procurement
contract : Japanese
- (11) Currency of procurement : Japanese Yen
- (12) Tender deposit and a contract deposit
: Exemption

(13) Matters required for the person conducting the tender : The person must be submitted documents to prove that they can deliver fit goods in the specification, and that they have a qualification for this tender, by the time limit shown in the tender description . If prompted for an explanation regarding that documents from the president of Japan National Institute of Occupational Safety and Health, he must respond to it.

(14) Invalidity of a tender : A tender which submitted by a person who does not have the qualification set forth in this document or do not fulfill the obligations required for tender shall be voided..

(15) The necessity for making a contract : Required

(16) Method for determining the successful tender:

A person who has be determined by the president of Japan National Institute of Occupational Safety and Health to be able to fulfill the services set forth in this document , and made a valid bid by the lowest price within the limits of the expected price shall be successful .

(17) Contact point for the notice : Accounting Section, Japan National Institute of Occupational Safety and Health, 1-4-6 Umezono Kiyose-shi, Tokyo 204-0024 Japan
TEL 042-491-4512 (ex.228,229)

入札説明書

1 競争に付するもの

清瀬地区内システム及びネットワーク運用保守業務 一式

2 業務の内容・規格・数量

仕様書のとおり

3 契約期間及び設置場所

(1) 契約期間 平成26年4月1日から平成30年3月31日

ただし、本件業務開始前の引継ぎ等のため、必要な範囲で契約の始期より前に来所を求めることがある。この際に受注者において発生する費用については、受注者の負担とする。

(2) 設置場所

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 清瀬地区
本部棟4階電子計算機室他

4 支払条件

支払は月単位とし、金額は落札価格の48分の1に相当する金額とする。受注者は毎月の業務終了後、独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「当研究所」という。）理事長あてに請求書を提出し、当研究所は仕様書のとおり役務が完了していることを確認した後に、支払いを行う。

5 入札説明会の日時、場所

日時 平成26年2月5日（水）14時00分

場所 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 清瀬地区
本部棟3階 総務課会議室

入札説明会に参加する場合は、平成26年2月4日（火）までにFAXにて連絡すること。

FAX：042-491-7846

6 入札心得

(1) 入札価格は、本件の履行にかかる費用の総額に消費税等相当額を加えた金額とする。

なお、消費税等相当額は費用の総額に100分の8を乗じた金額とし、契約期間の中途に税率の変更があった場合には、当該変更のあった月に係る請求分から変更後の率を適用することとする。

(2) 落札者は、当法人の定める予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した者とし、当該入札価格をもって落札価格とする。

(3) 入札書の形式は任意とする。（参考：別紙様式1）

(4) 入札書の宛名は、「独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長」宛とすること。

(5) 入札書には、社名及び代表者名の記入、社印及び代表者印を押印すること。

(6) 代表者以外の者が入札する場合は、委任状を持参すること。（参考：別紙様式2）

- (7) 入札書における金額訂正は行わないこと。
- (8) 入札の最低価格が予定価格を超えている場合はその場で再度入札を行うので、そのための入札書を用意すること。
- (9) 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 仕様書に対する質問

仕様書に対する質問がある場合は、次に従い提出することができる。

- (1) 受付期間及び方法
平成26年3月3日(月) 17時00分まで
FAX(A4、様式自由)にて受け付ける。
- (2) 受付先
住所：東京都清瀬市梅園1-4-6
独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務部総務課 経理第一係
電話：042-491-4512(内線228,229) FAX：042-491-7846
- (3) 回答
平成26年3月5日(水)までに回答する。

8 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、下記①及び②の書類を平成26年3月5日(水)まで(必着)に提出すること。

- ①仕様書4(11)に示す書類
- ②入札公告2(3)の競争参加資格を有することを証明する書類

9 契約に係る情報の公表に関する事項

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、別紙のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

10 その他

入札説明書についての不明点、入札手続き等に関することは下記担当までお問い合わせ下さい。

(担当) 総務部総務課経理第一係 担当 東(あずま)、松下
電話：042-491-4512(内線228,229)

<独立行政法人の契約に係る情報の公表>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当研究所において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当研究所との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当研究所の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当研究所OB)の人数、職名及び当研究所における最終職名
- ② 当研究所との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当研究所との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当研究所OBに係る情報(人数、現在の職名及び当研究所における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当研究所との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他

応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

入 札 書

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 理事長 殿

1 件 名 「清瀬地区内システム及びネットワーク運用保守業務 一式」

2 金 額 ￥ ー (税込)

上記のとおり入札いたします。

平成 年 月 日

入札者 住 所
会 社 名
代表者名
代理人名

印
印

委 任 状

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 理事長 殿

は を代理人と定め、下記の行為を行う権限を委任します。

記

1 委任する行為

「清瀬地区内システム及びネットワーク運用保守業務 一式」の一般競争入札に係る入札書の提出に関する一切の行為

2 委任する期日

平成 年 月 日

平成 年 月 日

住 所
会 社 名
代 表 者
代理人氏名

印
印

契 約 書 (案)

独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長 前田 豊（以下「甲」という。）と〇〇〇社代表 △△（以下「乙」という。）は、独立行政法人労働安全衛生総合研究所清瀬地区（以下「研究所」という。）のシステム及びネットワーク運用保守業務の請負につき次のとおり契約を締結する。

第1条 乙は、別紙の「清瀬地区内システム及びネットワーク運用保守業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に従い業務を実施するものとする。

2 乙の業務の実施体制は、仕様書4（11）ア）により提出した体制表のとおりとしなければならない。

3 乙は、業務開始後において前項の実施体制を変更しようとする場合には、変更後の体制が仕様書に定める条件を満たすことを証明する書類を提出した上で、甲の許可を受けなければならない。

第2条 本契約の有効期間は、平成26年4月1日から平成30年3月31日までとする。

第3条 本契約に基づく請負代金は、次のとおりとする。

総額 XXXXXXX円

（うち消費税及び地方消費税額 XXXX円）

月額 XXXXX円

（うち消費税及び地方消費税額 XXX円）

第4条 乙は、業務の実施状況につき、仕様書4（6）に定めるところに従い月次報告書を作成の上、翌月の第5開所日までに報告し甲の検査を受けるものとする。

2 請負代金は月払いとし、甲は、前項の検査により適正に業務が実施されていることを確認した上で、乙から支払請求書を受領後、遅延なく支払うものとする。

3 甲は、第1項の検査において、仕様書に示す業務の質の確保に必要な限りで、乙に業務の改善を指示することができることとし、これに対して乙は、業務改善報告書を速やかに提出しなければならない。

4 甲は、前項の業務改善報告書が提出されるまでの間、請負代金の支払を行わないことができる。

第5条 甲は、第1条の業務を実施するために必要な範囲で、乙に甲が管理する関係設備を使用させるものとする。

2 乙は、甲の管理する関係設備を使用するときは、事前に甲の承諾を得なければならない。

3 乙は、常に研究所が所有する財産及び物品の管理責任者と同等の善良な管理者として、注意をもって関係設備を使用しなければならない。

第6条 乙は、乙の責に帰すべき事由により関係設備の全部又は一部を滅失又はき損したときは、速やかにその事由及び理由について詳細な報告書を甲に提出するとともに、甲の指示するところに従い、乙の負担により、原状に回復し又は損害を賠償しなければならない。

ならない。

第7条 第1条の業務を実施するために必要な光熱水料は、甲の負担とする。

第8条 乙は、本契約に基づく権利義務を他に譲渡し又は承継してはならない。

2 乙又はその代理人若しくはその派遣職員は、本契約に基づく業務の実施に際して知り得た情報を第三者に漏らし、盗用し、又は甲の許可なく本業務以外の目的に使用してはならない。本契約終了後においても同様とする。

第9条 甲は、乙が次の各号に該当すると認めた場合には、いつでも本契約を解除することができる。

(1) 乙が本契約を履行する見込みがないと認めたとき。

(2) 乙又はその代理人若しくはその派遣職員に本契約に基づく業務の妨げとなるような行為その他不正の行為があったとき。

(3) 第8条の規定に違反したとき。

第10条 前条の規定によりこの契約が解除された場合は、甲は、第3条の請負費年額の100分の10に相当する金額を違約金として乙から徴収するものとする。

2 甲は、前項の違約金の徴収にあたり、その事由が天災地変その他正当な理由に基づくものであると認めたときは、これを免除することができる。

3 前条の規定により契約が解除された場合において、第1項の規定により徴収すべき違約金をもってその損害の全部を償うことができないときは、甲は、その不足額につき乙から賠償金を徴収することができる。

第11条 乙は、甲が本契約上の義務に違反したことにより本契約の目的を達することができないと認められる場合には、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の規定により契約が解除されたことにより、乙に損害を生じたときは、乙は、本契約解除の日から30日以内に文書をもって甲に賠償を請求することができる。

第12条 甲又は乙は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 天災地変その他やむを得ない事由によりこの契約の履行が不可能となったとき。

(2) 乙がこの契約の解除を申し込み、甲が承認したとき。

(3) 甲の都合によりこの契約の解除を必要とするとき。ただし、この場合、甲は、その一月以前に文書をもってその旨を乙に通知するものとする。

第13条 前条第2号及び第3号の規定に基づいてこの契約が解除された場合において、甲又は乙に損害を生じたときは、甲又は乙は、それぞれ相手方に対して賠償の請求をすることができるものとする。

ただし、甲又は乙がそれぞれ相手方の同意を得て解除した場合は、賠償の請求をすることができないものとする。

なお、本条項における損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

第14条 本契約条項について、疑義が生じたときは、甲乙協議して解決するものとする。

(一括再委託等の禁止)

第15条 乙は、役務を一括して第三者に委託してはならない。ただし、この一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）しようとする場合は、あらかじめ再委託先の住所、氏名、再委託を行う事業の範囲、再委託の必要性及び金額が記載された書面（以下「再委託に関する書面」という。）を提出し、甲の承認を得なければならない。

2 乙は、前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に

再委託に関する書面を甲に提出し、甲による承認を得なければならない。

- 3 乙は、再委託した事業に伴う再委託の相手方の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
- 4 乙は、甲が契約の適正な履行の確保のため再委託の履行体制の把握に必要な報告等を求めた場合にはこれに応じなければならない。
- 5 乙は、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託（以下「再々委託」という。）が行われるときは、あらかじめ再々委託先の住所、氏名、再々委託を行う業務の範囲（以下「履行体制に関する事項」という。）が記載された書面を甲に提出しなければならない。また、乙は同書面の内容を変更する必要がある場合にも、書面による変更届を遅滞なく甲に提出しなければならない。

（特約条項）

第16条 甲及び乙は、この契約のほか、次の各号に定める特約条項を締結する。

- (1) 談合等の不正行為に係る解除
- (2) 談合等の不正行為に係る違約金
- (3) 違約金に関する遅延利息

2 前項各号に規定する特約条項は、別添に定めるとおりとする。

本契約の締結を証するため、本証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を所持するものとする。

平成26年4月1日

甲 東京都清瀬市梅園1丁目4番6号
独立行政法人労働安全衛生総合研究所
理事長 前 田 豊

乙 □□□□□
○○○○社

△ △ △ △

清瀬地区内システム及びネットワーク運用保守業務 仕様書

1 実施場所

東京都清瀬市梅園 1-4-6

独立行政法人 労働安全衛生総合研究所清瀬地区

本部棟 4 階 電子計算機室他

2 契約件名

清瀬地区内システム及びネットワーク運用保守業務 一式

3 概要

本仕様書は、労働安全衛生総合研究所清瀬地区（以下、研究所）で運用している主電子計算機システム（高速数値計算サーバ等）をはじめ、学術情報ネットワーク接続システム（仮想化基盤システム等各種サーバ、メールサーバ、Web サーバ、DNS サーバ、DHCP サーバ、プロキシサーバ、NIS サーバ等）、所内ファイルシステム（ファイルサーバ、グループウェアサーバ、ウイルス対策サーバ、AD サーバ、シンクライアントサーバ、クライアント端末等）、および所内 LAN（各種スイッチ、ネットワーク監視装置等）の運用および保守について述べたものである。

4 詳細仕様

(1) 運用管理請負業者について

- 運用管理請負業者は、10000 アカウント以上の規模を持つメールサーバシステム、5000 ユーザ程度の規模を持つ DNS/DHCP(BIND、ISC DHCP)、Web サーバシステム(Apache)、ネットワークの構築、運用経験を 4 年以上持つこと。

- 運用管理請負業者は、研究所のセキュリティポリシーに従い、職務上知り得たネットワークセキュリティ、ネットワークシステム情報、計算機システム及び個人情報等について守秘義務を負うこと。

- 運用管理請負業者は、サポートを行う部署等で国際標準化機構における「品質マネジメントシステム ISO9001」、及び不測の災害・事故発生時にも事業を継続するための国際規格「事業継続マネジメント ISO22301」を取得していること。また、日本工業規格「JIS Q 15001 個人情報マネジメントシステム-要求事項」に適合し、プライバシーマークを付与されていること。

・運用管理請負業者は、インターネットを通じた情報漏洩の防止等、情報セキュリティ対策のため、仮想化基盤システム (VMware および Red Hat 社製ソフトウェア)、ファイアウォール (富士通製 IPCOM)、ネットワークスイッチ (富士通製 SR-S) について、それぞれのメーカーとパートナー契約、またはディストリビュータ契約を結ぶ等、運用保守に必要な技術情報を確実に入手できる体制が整っていること。

(2) 監督者、担当者の設置

運用管理請負業者は、監督者 1 名、担当者 2 名を設置すること。監督者 1 名は必要に応じて研究所を訪問し、担当者の作業を適宜管理、監督し、研究所およびメーカー、ベンダーとの調整を行うこと。担当者 2 名は平日 9:00~12:00、13:00~17:30 の間、研究所内に常駐し作業を行うこと。休祭日は、暦および研究所の定めに従うこと。なお、急病、休暇等で 1 名が不在な場合でも、必ず 1 名以上研究所に常駐すること。

監督者および担当者は、以下の条件を満たすこと。

ア) 監督者

・監督者は ITSS のキャリアフレームワークの 7 段階でリーダクラスとなるレベル 4 に該当する情報処理試験、または過去の同等認定資格を持ち、メール、DNS、DHCP サーバ、ネットワークを含む多数のシステムの構築、運用、およびマネジメントの経験を 15 年以上有すること。

・監督者は、重要システムである仮想化基盤システム (VMware vSphere+vCenter)、ファイアウォール (IPCOM)、ネットワークスイッチ (SR-S) について、最低でもそれぞれ 5 件の構築、運用、マネジメントの経験を有しており、各装置やソフトウェアの機能、動作や装置特有のコマンド等を熟知し、担当者の作業を確認できること。

・監督者は担当者のマネジメントを行い、必要に応じて進捗管理、担当者の人選、研究所との協議等を行うこと。

イ) 担当者

・担当者 2 名のうち、少なくとも 1 名は、100 アカウント以上の規模を持つ Linux+Postfix のメールサーバ、100 程度のクライアント数を持つ isc-named、isc-dhcpd のサーバシステム、重要システムである VMware vSphere+vCenter による仮想化システム、IronPort によるメールアプライアンス、IPCOM によるファイアウォールと IPS、SR-S、Systemwalker DesktopInspection、SafeAuthor による認証・検疫ネットワークの構築、運用に 4 年以上従事した経験を有すること。

・担当者 2 名のうち、少なくとも 1 名は、契約開始時点で上記装置やソフトウェアの機能、動作や装置特有のコマンド等を習得しており、契約開始時点から問題なく運用保守を開始できること。

- ・担当者 2 名のうち、少なくとも 1 名は、上記で挙げた装置の設定、運用手順について熟知し、特に他からの補助、指示を受けなくとも、コマンドの設定、外部から攻撃を受けた際のシグニチャの解析・対応、障害発生時の原因調査・究明、復旧作業等を遂行する能力を有すること。
- ・担当者は、各種システムに重要な変更を行う際は、検証環境を使用して事前に問題がないことを確認できること。
- ・担当者は、必要に応じて研究所との調整を行うこと。

なお、契約期間において、担当者、および監督者を交代する場合は、交代日の 30 日以上前に研究所に対し書面にてその旨および本仕様要求を満たす交代要員を通知し、許可を受けた上で速やかに業務引継ぎを開始すること。

(3) 運用保守の対象

本運用保守は以下を対象とする。

- ア) 資料 1.に記載した機器。
- イ) 資料 1.に記載した機器上で動作するオペレーティングシステム、アプリケーションソフトウェア等。
- ウ) 資料 1.に記載した機器、サービスを監視するための機器、サービス、ソフトウェア。
- エ) 資料 1.に記載した機器、サービスの強化、障害対応等を目的として増設を行った機器、サービス、ソフトウェア。
- オ) 資料 1.の仮想化されたサーバ上で運用するサービス、ソフトウェア。
- カ) 上記以外の機器、サービス、ソフトウェアについては、研究所と協議の上、運用保守の対象に加えることができる。

・対象システムに対して必要とされるメンテナンス作業、調整、調査、不具合の修正、バックアップ等の作業等を行うこと。対象システムのハードウェア、対象システム上で動作するオペレーティングシステム、アプリケーションソフトウェアは、商用、非商用にかかわらず本仕様の範囲内とする。

・商用アプリケーションソフトウェアについて、開発メーカー、ベンダーとの連絡、調整を行うこと。既存システムにおける商用アプリケーションソフトウェアについては、VMware vSphere/vCenter(仮想化基盤システム)、Red Hat Enterprise Linux(各種サーバ)、Windows Server(各種サーバ)、Oracle Solaris(共用サーバ)、富士通製 Systemwalker DesktopInspection(検疫サーバ)、富士通製 SafeAuthor(認証サーバ)、富士通製 Shunsaku(多目的サーバ)、シトリックス社製 Citrix Presentation Server Advanced(シンクライアントサーバ)、トレンドマイクロ社製 InterScanWebSecuritySuite(プロキシサーバ)、トレンドマ

イクロ社製 InterScanMessagingSecuritySuite(メールサーバ)、トレンドマイクロ社製ウイルスバスターコーポレートエディション(ウイルス対策サーバ)、トレンドマイクロ社製 ServerProtect(各種サーバ)、デジタルアーツ社製 i-FILTER(プロキシサーバ)、サイボウズ社製 Office(グループウェアサーバ)、ノーズグリッド社製プロセルフ(グループウェアサーバ)、インテル社製 ClusterToolkitCompiler(高速数値演算サーバ)、オラクル社製 SunStudio(高速数値演算サーバ)、ダッソー・システムズ社製 ABAQUS(高速数値演算サーバ)、アンシス社製 CFX(高速数値演算サーバ)等であり、対象ソフトウェアの変更については研究所と協議のうえ、可能な限り対処すること。

(4) 定常運用業務

研究所からの依頼に基づく作業は依頼より 2 業務日以内に完了し回答すること。それ以上の時間を要する場合は、事前に研究所と完了時期を協議し、承諾を得ること。

ア) 所内向けメールサーバ

- ・メールサーバアカウント、エイリアスの登録、削除、変更を行うこと。
- ・メールの転送設定を行うこと。
- ・メーリングリストの管理を行うこと。

イ) 所外向けメールサーバ

ポリシーの作成、削除、変更を行うこと。

ウ) NIS サーバ

NIS アカウント、NIS グループの登録、削除、変更を行うこと

エ) 所外向け WEB サーバ

サーバ証明書の更新を行うこと。

オ) グループウェアサーバ

- ・サイボウズアカウント、Proself アカウントの登録、削除、変更を行うこと。
- ・Proself で使用するファイル、ディレクトリの作成、変更、削除を行うこと。
- ・サーバ証明書の更新を行うこと。

カ) プロキシサーバ

- ・URL 信頼リストの変更を行うこと。
- ・不正なファイル等が検出された場合には研究所に報告を行いベンダーサポートと協力し適切な対処を行うこと。

キ) ウイルス対策サーバ

不正なファイル等が検出された場合には研究所に報告を行いベンダーサポートと協力し適切な対処を行うこと。

ク) ファイルサーバ

- ・ローカルアカウント、ローカルグループ、メーリングリストの登録、削除、変更を行うこと。
- ・共有ファイル、共有ディレクトリの作成、削除、変更を行うこと。
- ・ホームページ CGI 処理プログラムを、研究所の職員と協議の上、メンテナンスを行うこと。

ケ) 主電子計算機システム

- ・ISV アプリケーションのライセンス更新を行うこと。
- ・ローカルアカウント、ローカルグループの登録、削除、変更を行うこと。
- ・研究員が数値計算を行う上で補助を必要とする場合は、適切に補助すること。

コ) 所外向け DNS サーバ

DNS のレコードの登録、削除、変更を行うこと。

サ) 所内向け DNS サーバ

- ・DNS のレコードの登録、削除、変更を行うこと。
- ・所内向け DNS サーバに関しては、ゾーン数、レコード数が多数あり、DHCP と連携して DDNS を行なっているため留意すること。

シ) DHCP サーバ

DHCP のリース可能数についてはツールを作成して監視を行い、不足によってリースできない状態になる場合は研究所と協議し対応すること。DHCP のリース可能数については随時確認を行い、不足によってリースできない状態にならないようにすること。

ス) ファイアウォール

ファイアウォールのフィルタリングの変更を適宜行うこと。又、ファイアウォールの IPS 機能を利用してリモート通報を行っている。攻撃が発見された場合はシグネチャーの内容を調査し、フィルタリングの変更、不要なシグネチャーについては無効にする等、ファイアウォールに必要な設定を行うこと。

セ) ネットワークシステム

- ・ユーザからの要望に基づきスイッチ、検疫サーバや認証サーバに設定を行い、802.1x 認証・検疫後にネットワークが使えるようにすること。プリンタ等 802.1x 認証が出来ないものは MAC アドレス認証が出来るよう登録すること。また、スイッチではストーム制御を行っているため、ブロードキャストが多数検出された場合は必要に応じてループ対策、アナライザ等での解析を行い、スイッチの設定変更を行うこと。

- ・検疫辞書が更新された際は、ポリシーを設定すること。

ソ) シンククライアント、AD サーバシステム

- ・AD アカウント、DNS のレコードの登録、削除、変更を行うこと。

- ・AD アカウントのファイルの消失、メールの消失については、バックアップ等から可能な限り復元すること。

タ) 大判カラーインクジェットプリンタ

- ・ロール紙、インクカートリッジ、保守カートリッジの交換を行うこと。

チ) 全システム共通

- ・毎業務日に CPU 使用率の高騰、メモリ使用量の高騰、ネットワーク使用率の高騰などの異常がないかを確認すること。異常があった場合は後述の（障害対応）に従って対応すること。

- ・各種ウイルス対策ソフトのパターンファイルの更新状況を確認すること。

- ・ツールを作成し各種主要サービスの死活監視を行うこと。

(5) 非定常運用業務

ア) 質問、指摘及び依頼への対応

研究所から要請されるサーバやネットワークの運用に関する改善、依頼、および質問等については、本仕様を越えない範囲で応じること。運用の範囲を超えるような大規模の作業で、分担が適切である場合は研究所と協議の上で研究所と共同で作業を行うこと。

イ) 回答期限

メール、又は電話による質問や依頼を受け取った場合は、2 業務日以内に受け取った旨と回答または対応期限を回答すること。

ウ) 履歴の管理、情報共有

問い合わせや依頼内容については、回答や実施内容も含めてすべて履歴を残し、研

究所の要請によって開示できること。

エ) エスカレーション

対象システムハードウェアの運用保守作業において調査等必要ある場合は、ベンダーへのエスカレーションを行うこと。必要に応じてメーカーに情報をエスカレーションし、回答、対応期限を守ること。エスカレーションした際は研究所へも必ず連絡を行い、進捗状況を随時報告すること。

オ) ユーザ対応

研究所の依頼により対象システムに関するユーザ対応を行うこと。ただしシステム仕様と障害に関する対応のみをユーザ対応の範囲とする。

カ) セキュリティ対策

セキュリティの脆弱性が発見された場合は 3 業務日以内に修正提案、協議し合意すること。また、合意後 2 業務日以内に修正を行うこと。

キ) 障害調査

研究所からの質問内容により、障害等が疑われる場合は即座に調査し、対応を行うこと。

ク) 運用中に発見された問題への対応

運用中に発見されたシステムの問題点や、必要な改善点などについては、研究所に報告し、研究所との協議の上で、調査、修正、設定作業、障害対応等の作業を行うこと。

ケ) 軽微な作業依頼への対応

既存ハードウェア、システムの交換、新たなハードウェア、システムの追加、それに伴う調査、インストール、設定等の作業を行うこと。ただし多大な作業等が発生する場合はその都度、研究所と協議すること。例として今年度実施した作業を以下に示す。

- ・シンクライアントにてプリンタ等周辺機器の追加を行った。
- ・新規システムの導入に伴う FW のルール作成を行った。
- ・無線 AP の設定及び設置を行った。
- ・サーバにおいてディスク増設の設定を行った。
- ・ユーザからの要望に基づき簡易スクリプトを作成した。

なお、作業にあたっては、事前に検証環境で問題がないことを十分に確認した上で作業を実施すること。

コ) 運用作業に必要な作業

運用作業に必要な機器の設置、インストール、設定作業等を行うこと。必要な機器、ソフトウェア、部材などは運用管理請負業者が用意するものとする。

サ) サービス停止を伴う作業

サービス停止を伴う作業、作業計画と手順書を作成し、研究所と協議し、合意の上で実行すること。計画には予定作業時間帯、予定停止開始時刻、影響範囲を明示すること。また、計画は管理者から特に指定がない場合は実行予定日の 10 業務日以内に提示し、研究所に合意を得ること。

シ) 停電時の対応

研究所は変電設備の保守のため、年に一回所内の全施設が停電する。必要に応じて対象システムの停止および起動を行うこと。

ス) 新サービスのための調査、試験等

対象システムに関連するオペレーティングシステム、アプリケーションソフトウェア等のアップグレード、新サービスのための調査、試験等を行うこと。原則として研究所は試験や検証等の環境は用意しないため、運用管理請負業者は予め環境を用意しておくこと。

セ) 運用管理請負業者による障害の復旧

運用管理請負業者が本仕様の対象機器、サービス、ソフトウェア、およびその他の機器、設備に障害等が発生させた場合は、運用管理請負業者の責において復旧、回復させること。

ソ) バグ、セキュリティ情報の調査と対応

運用するサーバにバグやセキュリティ上の問題が発生してはならない。ベンダーやセキュリティ調査機関からのバグやセキュリティ関連のアナウンスを随時チェックし、運用しているサーバに関わるものについては速やかに研究所に報告し、研究所と協議の上適用を行うこと。

タ) アップグレード

オペレーティングシステム、アプリケーションソフトウェアのアップグレード作業

を行うこと。重要システムのアップグレードを含むシステム変更に関しては、ス) で用意した検証環境を用いて問題がないことを確認した上で実施すること。作業の詳細については、その都度研究所と協議すること。

チ) 代替機のセットアップ

運用、障害対応に必要な代替機のインストール、設定、設置を行うこと。保守交換に伴うバックアップとリストアも含む。

ツ) バックアップ

対象システムに関する以下の情報を定期的にバックアップすること。以下に記載されていない情報についても運用上必要と認められる場合には、適宜バックアップすること。

- ・ファイルサーバの共有ファイル、共有ディレクトリのバックアップ
- ・Proself のストアディレクトリのバックアップ
- ・所外向けサーバのコンテンツのバックアップ
- ・所内向けサーバのコンテンツのバックアップ

テ) 機器の廃棄等

対象システムに関連する機器の廃棄、撤去、記録データの消去等の作業を行うこと。詳細については都度研究所協議すること。

ト) 障害対応

- ・対象システムで障害が発生しサービスの継続性が失われる場合には、原則として担当者の常駐時間帯において 15 分以内に作業開始すること。
- ・障害発生時の障害発生箇所の特特定、対象範囲の切り分けを行い、適宜研究所、研究所が運用保守を委託する業者等への連絡を行うこと。
- ・対象システムにおいてサービスの継続性に影響の無い障害等についても、適宜対処を行うこと。
- ・障害対処の詳細等については別途研究所と協議すること。

ナ) ハードウェア保守

ハードウェア保守契約は別途研究所が実施する。ただしハードウェア障害発生時は、ハードウェア保守業者と連絡できる体制をとっておくこと。研究所は保守業者との仲介は行わない。保守業者によるオンサイト作業が発生し立ち会いが必要な場合は運用管理請負業者が立ち会いを行うこと。

(6) 業務報告

- ・運用管理請負業者は、運用支援業務の実施内容を日報として毎日作成し、毎月、月次報告書にまとめて研究所に提出すること。
- ・運用管理請負業者は、運用支援業務の実施内容を（4）定常運用業務および（5）非定常運用業務に記載した項目毎に整理し、一年に一度、年次報告書として研究所に提出すること。
- ・担当者2名のうち、少なくとも1名は、月1回程度開催される電算機運用委員会に出席し、運用支援業務の状況等、報告を行うこと。

(7) 前年度運用管理請負業者からの引継ぎ

- ・運用管理請負業者は、現運用管理請負業者と引継ぎに関する必要な調整を行うこと。
- ・対象システムの運用に必要な情報、手順、ドキュメント等は現運用管理請負業者から一切を引き継ぐこと。運用情報、手順、ドキュメントが不足する場合は研究所と協議の上で運用管理請負業者が調査し作成すること。
- ・運用情報や手順はすべて文書化し、契約完了と共に本研究所へ引き渡すこと。文書なしで運用を行うことは認めない。またこれらの文書は本研究所の要請があった場合には直ちに提出できるようにすること。
- ・対象システムの運用手順は既存の手順を継承すること。手順を変更する場合には、あらかじめ研究所と協議の上で許可を受けること。
- ・運用の際に必要なツール等については、本仕様の範囲内において運用管理請負業者が調達すること。

(8) 次年度運用管理請負業者への引継ぎ

運用管理請負業者は、運用中に使用した運用情報、手順書、ツール等をすべて本研究所に引き渡すこと。引渡しできないツール等については、そのツールで行なっている手続きを詳細に記した文書を提出すること。また引き渡しの方法は本研究所の指示に従うこと。

(9) 作業開始日

業務委託契約開始日より直ちに本仕様書に記載されている運用保守業務を実施すること。事前に引継が必要な場合は、それ以前から常駐し、現運用管理請負業者から引き継ぎを行うこと。

(10) 作業環境等について

研究所は、監督者および担当者の作業用として、必要な什器とこれらを設置する場所を提供する。他に作業スペース等が必要な場合は、運用管理請負業者が研究所外に用意

すること。本仕様の実施に必要な環境整備、機材、部材、その他については本仕様の範囲内とする。

(11) 提出書類

ア) 体制表

運用保守を行う体制、及び研究所が連絡できる窓口の連絡先を記載すること。

イ) 各種証明資料

- ・ 運用管理請負業者の構築、運用経験
- ・ VMware 社とパートナー契約、またはディストリビュータ契約を結んでいる事の証明
- ・ Red Hat 社とパートナー契約、またはディストリビュータ契約を結んでいる事の証明
- ・ IPCOM のメンテナンス、技術情報等を確実に入手できる体制を有している事の証明
- ・ SR-S のメンテナンス、技術情報等を確実に入手できる体制を有している事の証明
- ・ 研究所もしくは同規模以上の公的機関での構築、運用実績
- ・ ISO9001 取得証明
- ・ ISO22301 取得証明
- ・ プライバシーマーク付与証明
- ・ 監督者の資格、及び構築・運用・マネジメント経験
- ・ 監督者の重要システムの経験回数と習得度の証明
- ・ 担当者 2 名の構築・運用経験
- ・ 担当者 2 名の重要システムの経験年数と習得度の証明

資料 1. 対象サービス・機器

<主電子計算機システム>

- ・ブレードシャーシ

富士通製 PRIMERGY BX900×1 台

- ・計算ノード

富士通製 PRIMERGY BX920 S1×5 台(Red Hat Enterprise Linux)

- ・ブレードスイッチ

富士通製 PRIMERGY BX Ethernet Switch×2 台

- ・共用サーバ

富士通製 SPARC Enterprise T5120(Solaris)×1 台

- ・多目的サーバ

富士通製 PRIMERGY RX300 S5(Red Hat Enterprise Linux)×1 台

- ・ストレージ装置

富士通製 PRIMERGY SX35×1 台

- ・集約スイッチ

シスコシステムズ製 Catalyst4948-S ×1 台

- ・大判カラーインクジェットプリンタ

HP 製 Designjet Z6100ps 42inch×1 台

- ・その他

コンソール、無停電電源装置等、管理端末等

※今年度リプレース予定

<学術情報ネットワーク接続システム>

- ・仮想化基盤システム

富士通製 PRIMERGY RX300 S6(VMware ESXi)×3 台

※仮想 OS ×12 台 DNS、Web、メールサーバ、NIS サーバ、グループウェアサーバ等 (Red Hat Enterprise Linux、WindowsServer)

富士通製 ETERNUS DX80 S2×1 台

- ・メールセキュリティアプライアンス

シスコシステムズ社製 IronPort C160×2 台

- ・ファイアウォール

富士通製 IPCOM EX1100 SC×1 台

- ・インターネット接続ルータ

富士通製 Si-R570

- ・集約スイッチ

富士通製 SR-S316TL×2 台

- ・その他

コンソール、無停電電源装置等

<PC サーバシステム>

- ・メインサーバ

富士通製 PRIMERGY BX920 S2 (Red Hat Enterprise Linux)×1 台

- ・サブ PC サーバ

富士通製 PRIMERGY BX920 S2 (Red Hat Enterprise Linux)×2 台

- ・ウイルス対策サーバ

富士通製 PRIMERGY BX920 S2 (WindowsServer2003R2)×1 台

- ・その他

無停電電源装置、コンソール等

※今年度リプレース予定

<AD サーバシステム>

富士通製 PRIMERGY RX200 S6(WindowsServer2008R2)×1 台

富士通製 PRIMERGY RX200 S4(WindowsServer2008)×1 台

- ・その他

無停電電源装置、コンソール等

<ネットワークシステム>

- ・スイッチ

富士通製 SR-S シリーズ×11 台

- ・検疫サーバ

富士通製 PRIMERGY RX200 S6(WindowsServer2008R2)×1 台

- ・認証サーバ

富士通製 PRIMERGY RX200 S6(Red Hat Enterprise Linux)×1 台

- ・DHCP サーバ

富士通製 PRIMERGY RX100 S6(Red Hat Enterprise Linux)×1 台

- ・その他

無停電電源装置、コンソール等

<シンククライアントシステム>

- ・シンククライアントサーバ

富士通製 PRIMERGY RX200 S3(WindowsServer2003R2)× 2 台

・シンクライアント端末

富士通製 FMV-TC8390×21 台(Windows Embedded Standard)

・その他

無停電電源装置、コンソール等

※今年度リプレース予定

<クライアント端末>

アップル社製 Mac Pro(Mac OS X)×9 台

富士通製 CELSIUS W480(Windows7)×33 台

その他(ディスプレイ等)

※今年度リプレース予定